

平成25年度

国の施策及び予算に関する提案・要望

平成24年6月

関東地方知事会

平成24年5月23日に開催した関東地方知事会議において、別紙のとおり決議しました。

つきましては、決議事項の趣旨を御理解の上、その実現について御尽力を賜りたく、よろしくお願ひ申し上げます。

平成24年6月

関東地方知事会

会 長	静 岡 県 知 事	川 勝 平 太
	東 京 都 知 事	石 原 慎太郎
	茨 城 県 知 事	橋 本 昌
	栃 木 県 知 事	福 田 富 一
	群 馬 県 知 事	大 澤 正 明
	埼 玉 県 知 事	上 田 清 司
	千 葉 県 知 事	森 田 健 作
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	山 梨 県 知 事	横 内 正 明
	長 野 県 知 事	阿 部 守 一

目 次

1	地方分権改革の推進について	1
2	東日本大震災からの復興について	9
3	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴う 放射性物質への対応と風評被害対策について	11
4	東日本大震災を踏まえた防災対策について	15
5	地方公務員の労使関係制度見直しへの慎重な対応について	21
6	国による福祉医療費助成制度の創設及び国庫負担金等の 削減措置の廃止について	23
7	外国資本による森林買収に対する対応について	24
8	富士山火山防災対策の充実について	25
9	再生可能エネルギーの導入推進と地域経済の活性化に ついて	26
10	竜巻等による被害への対応について	28
11	浄水過程においてホルムアルデヒドを生成させる物質の 規制について	30
12	青年就農給付金事業の予算確保について	31
13	道路網の整備促進等について	32
14	東京電力株式会社の電気料金値上げ認可申請等に関する 要請書	41

1 地方分権改革の推進について

地方分権改革は、地方自らの判断と責任による自主的・自立的行政運営を促進し、個性豊かで活力のある地域社会を実現するために不可欠であり、その着実な推進を図ることが必要である。

政府は平成22年6月に「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、広範な分野にわたって取組方針を示し、地域主権改革関連3法や第二次一括法の成立、地域自主戦略交付金の創設など法律の制定や制度の創設・改正がなされた。

しかしながら、政府内での調整が進展していない国の出先機関原則廃止や「従うべき基準」が多用されている義務付け・枠付けの見直しに代表されるように、「補完性の原則」の観点や地方の自由度の拡大という観点から取組が不十分と言わざるを得ない。

今後政府は、新たな国と地方のあり方を視野に入れた検討を行うとともに、地域のことは地域に住む住民が決めるという地域主権改革の原点に立ち返り、大綱に掲げた取組の確実な実行と、国から地方への税源移譲の実現等の更なる改革の具体化に向け、強いリーダーシップのもと、迅速かつ全力を挙げて取り組むべきである。

さらに、厳しい経済・雇用情勢が続く中、住民生活を守り、地方経済を支える地方財政は、三位一体の改革による地方交付税の削減や社会保障関係費等の増加により危機的な状況に陥っていることから、政府が進める社会保障・税一体改革においては、地方と十分な調整を行うなど、持続可能で安定的な財政運営ができる税財政制度を早急に構築することが不可欠である。

したがって、次の事項について特段の措置を講じられるとともに、今夏策定の「地域主権推進大綱（仮称）」など今後の地方分権改革を進めるに当たっての基本理念として共有していただきたい。

1 事務・権限の移譲

中央政府の役割は外交・安全保障などに特化し、地方でできることは地方に移譲するという観点から、地方分権改革推進委員会の勧告の内容等を受け止めた上で、地域主権戦略大綱で示された内容に留まらず、更なる事務・権限の移譲を早急に行うこと。

2 義務付け・枠付け等の見直し

地方自治体の自由度を拡大し、地方の創意工夫を活かした住民本位の施策を推進することができるようにするため、早期に国による義務付け・枠付け、関与について廃止を基本とした更なる見直しを徹底するとともに、条例による法令の上書き権を含めた条例制定権の拡大を進めること。

第三次一括法案については、速やかに成立させるとともに、条例制定に必要な政省令をその基準の設定根拠と併せて早急に示すこと。また、今後の見直しについては、地方の意見に真摯に対応するとともに、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ、これまでの見直しで未実施とされた項目や一部実施に留まっている項目及び見直しが手付かずの項目についても政治主導で見直しを実現すること。

設置基準等が条例に委任される施設等については、地方が独自に基準を策定しても国庫補助等の対象外とならないよう、補助要綱等の見直しの考えを示すとともに、適切な財源措置についても留意すること。

これまでの見直しでは、例えば、福祉施設に配置する職員の数、居室の面積などについて「従うべき基準」が相当数設定されているが、廃止又は参酌すべき基準へ移行するよう速やかに見直し、今後の見直しに当たっても、法制化により既に設定されたものの撤廃も含め、地方の裁量を許さない「従うべき基準」の設定は原則行わないこと。

さらに、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において示された、各府省における法案の立案段階での「チェックのための仕組み」を確立すること。

あわせて、国が審査請求・再審査請求を受けて行う裁定的関与については、国民の権利利益を迅速かつ公正に救済する仕組みにも配慮した上で、地方分権の視点から見直すこと。

3 国の出先機関の原則廃止

国の出先機関については、「補完性の原則」に基づき、事務・権限の必要性を精査した上で、国が担うべき事務・権限以外は地方に移譲し、原則廃止すること。

特に、移譲対象事務の受入主体については、広域連合に限定することなく、地方側が求める場合には都県単独、広域連携による受入も可能とするとともに、移譲対象事務についても出先機関単位で全ての事務・権限に限定することなく、一部の事務・権限の受入を可能とすること。

さらに、地方が強く移譲を求めているハローワークや直轄道路・直轄河川については、財源措置等の具体的な制度的枠組みを明示した上で直ちに移管し、これら以外の事務・権限の移譲についても、府省の自己仕分けを協議の出発点とせず、地方の意見を十分に踏まえ、積極的に取り組むこと。

なかでも、ハローワークについては、東西1箇所ずつのハローワーク特区（仮称）の試行的実施に留まらず、各都県が行った「アクション・プランを実現するための提案」に誠実に対応し、全国一斉の移管を行うこと。

また、事務・権限の移譲に当たっては、政府が責任を持って、必要な税財源等を一体的に移譲するとともに、人員の移管についても、地方が必要とする人材の確保など地方と十分に協議を行うこと。

4 分権型社会にふさわしい税財源の充実強化

「地域主権戦略大綱」では、国から地方への税源移譲の実現に向けた具体的な方策が明確に示されていない。

まず、地方を含めて早急に検討を行い、具体的な方策を明確にすること。

その際、地方が担うべき事務と権限に見合った地方税財源の充実強化を図るため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図りつつ、国からの税源移譲を速やかに進めること。

この場合において、税財源の調整が優先され、税源移譲の推進が地方間の水平調整に置き換えられないようにすること。

また、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直すこととされ、見直しの時期についても、地方消費税率の引上げ時期を目途とされている。この措置は、税の受益と負担の原則に反するとともに、地方税を充実するという地方分権の基本方向にも逆行するものであり、このような不合理な暫定措置は確実に撤廃し、地方税として復元すること。

なお、地方税財源の充実が図られるまでの間であっても、財政運営に支障が生じないように、地方一般財源総額を安定的に確保すること。

5 地方消費税の拡充と「社会保障と税の一体改革」における安定財源の確保

今後、医療、福祉等の社会保障や教育、警察、消防等の住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくためには、その財源として、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税の拡充が必要である。

特に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律

案」等では、地方が社会保障分野において担っている役割や地方単独事業の重要性を踏まえ、地方消費税の税率を1.2%引き上げるとともに、消費税に係る交付税率を変更し、消費税率換算で0.34%充実することとされたが、今後も社会保障関係費の増大が見込まれていることから、これらの成立に責任を持って取り組むこと。

6 自動車関連諸税の見直しへの対応

自動車関連諸税は、地方自治体の都市基盤整備などの貴重な財源となっていることから、現在の税率水準を引き続き維持し、地方の財源を確実に担保すること。

見直しを行う場合には、地方財政に影響が及ばないよう、地方の減収分について、地方税の拡充により確実に財源措置すること。

また、国税において「地球温暖化対策のための税」が設けられたが、地方が地球温暖化対策における諸施策を担うことを踏まえ、地球温暖化対策譲与税や地方環境税など、地方への十分な財源配分を行う仕組みを講じること。

さらに、原油価格の異常な高騰が続いた場合の軽油引取税などの課税停止については、一定の期間、適用を停止することとされているが、今後、当該措置が適用される場合には、国の責任において全ての地方自治体に対し、確実に減収分の補てん措置を行うこと。

7 地方法人課税の堅持

地方法人課税は、法人が事業活動を通じて地方団体から享受する様々な行政サービスに対して応分の負担をするという大原則に基づくものであり、地方団体の重要な財源であることから縮減は行わないこと。

8 地方交付税の復元・充実

地方交付税については、地方固有の財源であることを明確にし、国による義務付けや政策誘導は排除すること。

また、地方財政計画に地方の行政需要を的確に積み上げ、今後の地方財政対策において、地方が安定的に行政サービスを提供できるよう地方交付税総額を充実すること。地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げ等によって対応することとし、臨時財政対策債は廃止すること。

なお、臨時財政対策債の既往の元利償還金については、その償還額が累増していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠として確保すること。

9 地域自主戦略交付金の見直し

本来、国庫補助負担金改革は、地方の自由裁量を拡大し、国からの依存財源ではなく、最終的には自主財源である地方税として税源移譲することが目的である。

平成23年度から地域自主戦略交付金が創設され国庫補助金の一部が交付金化され、平成24年度には対象事業・要件の拡大や新たに政令指定都市へも導入されるなど制度として一定の進展は見られる。しかし、本来望ましい「税源移譲」実現までの経過措置であることを明確にした上で、国と地方の協議の場や地域主権戦略会議等において十分に議論し、今後も対象事業・要件の拡大を図るなど、より柔軟に地方の知恵と創意が活かせるものとする。

配分に当たっては、地方における社会資本整備事業等の重要性に配慮し、地方が真に必要な公共事業を着実に実施できるよう、地域自主戦略交付金をはじめ、公共事業関連予算の総額を確保し、一括交付金化を国の財源捻出の手段としないこと。

制度の運用面の改善としては、補助金等適正化法の適用除外や

内閣府への事務の一元化など事務手続きの簡略化・効率化をより一層図ること。

なお、経常補助金については、全国画一的なものや地方の自由裁量の拡大に寄与しない義務的な経費は一括交付金の対象としないこと。

また、一括交付金による財政力格差の是正は行わないこと。

10 直轄事業負担金制度の改革

地域主権戦略大綱においては、平成25年度までに現行の直轄事業負担金制度の廃止とその後の在り方について結論を得ることとされているが、地方との協議など制度廃止に向けた具体的な取組は一向に進んでいない。

直轄事業負担金制度は、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方自治体に対して個別に財政負担を課すものであり、地方分権の観点から極めて不合理な制度であることから、制度廃止に向けた具体的な手順等を盛り込んだ工程表を作成し、早期に廃止すること。

また、直轄事業負担金の廃止に向けては、「国と地方の協議の場」等を通じて、地方との協議を十分に行い、地方からの意見をしっかりと反映すること。

11 地方自治法の抜本改正

現行の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法を抜本改正すること。

12 「国と地方の協議の場」の実効性確保

国と地方の協議に当たっては、真に国と地方が対等・協力の関係のもと、協議の対象を幅広く捉え、国は自ら、政策の企画段階から積極的に地方と協議すること。

また、協議に際しては、事前の検討期間を十分設けるほか、分科会も積極的に活用するなど、実効性のあるものとし、形式的な運用は断じて行わないこと。

2 東日本大震災からの復興について

東日本大震災から1年が経過したが、震災からの復興はまだ緒に就いたばかりであり、本格的な復興を図るためには、防潮堤や海岸防災林の整備、災害に強い道路ネットワークの整備などに加え、東北の災害廃棄物の広域処理など取り組むべき課題が山積している。

また、震災と原発事故の影響は、国民の生活や地域の経済活動に想像以上に大きな影響を及ぼしており、中小企業の業況や雇用情勢は依然として厳しい状況が続いている。

このような状況を克服し、国民の安全・安心な生活を一刻も早く取り戻すためには、今後ともあらゆる面での国の支援が不可欠であるので、国においては、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 復興交付金の柔軟な運用について

被災自治体が提出した復興交付金事業計画については、地域ごとの実情を十分に配慮の上、早期に幅広く採択すること。

また、防潮堤や海岸防災林の整備など、被災自治体が提案する事業について基幹事業に追加するなど交付金制度の柔軟な運用を図ること。

2 被災事業者に対する支援について

(1) 中小企業等グループの施設復旧・整備への支援について

中小企業等の施設復旧・整備を支援するためのグループ補助金については、中小企業等からの補助要望額が現補助枠を大きく超過することが見込まれることから、必要額を確保すること。

(2) 雇用対策の推進について

被災地等における「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」事

業の円滑な推進を図るため、実施期間を延長するとともに、交付金の増額を図ること。

3 災害に強い社会資本の整備について

(1) 災害に強い道路ネットワークの整備について

高速道路は、今後予想される首都直下地震の際に緊急輸送道路として極めて大きな役割が期待されることから、首都圏中央連絡自動車道、東京外かく環状道路及び東関東自動車道について一日も早く全線を開通させること。

また、高速道路を補完する直轄国道の早期整備を図ること。

(2) 災害に強い医療体制づくりについて

甚大な被害を受けた医療施設に対する財政支援措置を充実するとともに、災害時の医療体制を強化するため、医療施設の耐震・免震化の推進、災害医療の拠点となる病院の整備、自家発電装置の整備等に対する財政支援措置を充実すること。

4 東北の災害廃棄物の広域処理について

東北（岩手県・宮城県）の災害廃棄物を受け入れる場合、自治体や民間事業者が必要とする費用を全て国が負担すること。

3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質への対応と風評被害対策について

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴い放出された放射性物質は広範囲に及んでおり、住民の安全安心を脅かすとともに、農林水産物の出荷制限や風評被害による観光客の大幅な減少など、地域の経済活動にも極めて大きな影響を与えてきた。

事故発生以来、1年以上が経過したが、未だこれらの課題の解決には至っておらず、更なる対策の強化を図る必要がある。

加えて、放射性物質の除染対策や放射性物質に汚染された廃棄物の保管・処理をはじめ新たな課題が発生しており、早急な対応が求められる。

については、原子力政策を推進してきた国の責任において、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 放射線量低減対策について

- (1) 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金の適用に当たっては、全ての地域において「比較的線量の高い地域」と同等の取扱いとすること。
- (2) 汚染状況重点調査地域の指定の有無にかかわらず、市町村等が実施した除染の経費については、国及び東京電力株式会社の責任において万全の措置を講じること。
- (3) 道路、学校、公園等の除染に伴い生じた除去土壌については、処分に関する基準を早急に策定するとともに、高濃度の除去土壌については国が責任を持って処分すること。また、適切に保管管理できる中間貯蔵施設等を確保すること。
- (4) 河川や森林等における実効性の高い除染技術を確立すること。

2 放射性物質に汚染された下水汚泥焼却灰やごみ焼却灰等の廃棄物の処理等について

- (1) 国は、8,000ベクレル/kgを超える放射性物質が含まれる指定廃棄物の処分について、可及的速やかに実施すること。
- (2) 8,000ベクレル/kg以下の廃棄物についても、円滑な処理が図られるよう、処分先を斡旋するなど国の責任で最終処分場を確保すること。
- (3) 放射性物質に汚染された廃棄物の国の基準に基づく処理方法の安全性について、国民に丁寧かつ明確に説明し理解を得ること。
- (4) 下水汚泥焼却灰等の放射性物質濃度を低減する方策や、処分方法等について必要な調査・研究を推進すること。
- (5) 放射性物質に汚染された廃棄物の仮置き費用をはじめ、収集・運搬、保管、処分及びモニタリングに係る全ての経費について、東京電力株式会社及び国の責任において万全の賠償を行うこと。
- (6) 放射性物質により汚染された牧草や堆肥、原木等、農林水産業者が抱える廃棄物の処理が円滑に図られるよう早急に対策を行うこと。また、樹皮(バーク)の処分方法を明らかにするとともに、樹皮及び乾しいたけの処分経費、しいたけ原木の更新経費についても、東京電力株式会社及び国の責任において万全の賠償を行うこと。

3 東京湾・霞ヶ浦等における放射性物質のモニタリング体制の強化等について

- (1) 福島第一原子力発電所における循環注水冷却ラインからの漏水について、海洋へ流出することがないように、早急に改善措置をとらせること。また、保管している放射性汚染水につ

いて、絶対に海洋放出を行わないよう、東京電力株式会社に対して適切に指導・監督を行うこと。

- (2) 東京湾、九十九里沖などの沿岸海域、利根川などの主要河川、霞ヶ浦などの湖沼の水質及び底質について、放射性物質の継続的なモニタリングなど監視調査体制を強化すること。また、水環境及び海域における放射性物質の分布と長期的な挙動について広域的、継続的な調査を実施すること。モニタリングや調査の結果については、正確かつ分かりやすい形で情報提供し、放射性物質による人の健康や生活環境への影響に関する国民の懸念を早期に払拭すること。

4 健康影響調査について

- (1) 健康影響調査、特に子どもが低量の放射線を長期にわたり受けた場合の影響調査について、その必要性、対象者、実施内容などに関する基準を早急に示すこと。
- (2) 調査の実施に当たっては、都道府県・市町村との連携を図るとともに、継続して健康状態の観察を行い、その結果及び評価を国民に対して定期的に分かりやすく公表すること。また、調査に必要な費用は全て国が負担すること。

5 観光業及び農林水産業等に係る風評被害対策等について

- (1) 原発事故による風評被害の払拭に積極的に取り組むとともに、観光産業や農林水産業の風評被害払拭など早期回復へ向けた地方の取組に対し十分な財政支援を行うこと。
- (2) 国内外に向け観光地の安全性に関する情報発信を的確に行うとともに、観光客の減少が深刻な地域への観光促進キャンペーンや国際会議の誘致、高速道路の無料化等の誘客対策に強力的に取り組むこと。
- (3) 食品中の放射性物質に関する新基準に関し、国民の理解促進

を図るとともに、安全性が確認された農林水産物について積極的にPRを行うこと。

- (4) 原子力発電所事故と因果関係が認められる風評被害について全て賠償の対象とするとともに、早急に賠償金全額の支払を行うなど、東京電力株式会社及び国の責任において万全の賠償を行うこと。特に、ホテル、旅館、土産物店、ゴルフ場、不動産業などにおける売上げ減少等については幅広く賠償の対象とすること。

また、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針について、観光業の風評被害地域を各種客観的データに基づき追加するとともに、いずれかの農林水産物が出荷制限指示や検査等のあった都道府県においては風評被害が生じた農林水産物を全て賠償の対象とするなど、早期に見直すこと。

- (5) JAや市町村等の放射性物質検査機器の導入等に対する支援を拡充すること。
- (6) 国産農林水産物や食品・工業製品等の輸入規制等を行っている諸外国に対し、政府間交渉により輸入再開を実現すること。また、輸出製品等の安全性に関する的確な情報を発信し、過剰な反応を抑制するよう強力に要請すること。
- (7) 食品等の輸出証明書の発行等、地方公共団体が実施した風評被害対策に要した経費について、確実に財政措置を講じるとともに、証明書発行事務やそれに伴う検体採取時の立ち会いなどの業務は、国が責任を持って行うこと。
- (8) 風評被害による採用辞退や退職により医師不足に陥っている地域の医療機関に対し、震災前の診療機能が回復できるよう引き続き医師派遣を行うとともに、緊急的な医師確保のために必要な財政支援措置を講じること。

4 東日本大震災を踏まえた防災対策について

昨年3月に発生した東日本大震災では、東北地方を中心に甚大な被害が発生するとともに、それまでの地震・津波対策、原子力防災対策の転換を迫るものとなった。

首都直下地震や東海地震等のプレート境界型地震の発生の切迫性が指摘されている関東地方知事会としても憂慮すべき事態であり、今後、この教訓を踏まえた新たな対策に取り組んでいく必要がある。よって次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 東日本大震災の教訓を踏まえた総点検

東日本大震災では、それまでの国の想定を超える規模の地震と津波が発生している。首都直下地震や東海地震においては、国の被害想定に基づき対策大綱や応急活動要領等が定められているところであるが、東日本大震災の教訓を踏まえ、対策の総点検を行うこと。

2 新たな広域応援体制の確立

東日本大震災における広域応援では、国の各省庁、全国知事会、全国市長会・全国町村会が所管ごとに個別の応援を決定・指示したため、効率的・効果的な応援の支障となった。

首都直下地震や東海地震等のプレート境界型地震などの大規模災害では、国が広域応援における主導的な役割を果たす必要があることから、広域応援の実施に対応する専属組織を内閣府などにおいて平時から設置し、地方自治体による応援を含む全ての被災地への応援の調整・指示を一元的に行うこと。

また、地方自治体による支援では、都道府県がその管内の市町村等と連携して同一の被災地に対して集中的な応援を行い成果を上げたことから、その体制整備の支援を行うとともに、地方が応

援に要した経費の全額を国が負担する制度を創設すること。

3 日米間の防災協力体制の整備

東日本大震災の救出・救助活動等においては、米軍からの支援を受け、大きな成果が上がったところである。今後、大規模災害発生時には米軍と綿密な連携を取ることができるよう、日米間で防災協定を結ぶなどの協力体制を整備すること。

4 大規模地震に対応した基幹的広域防災拠点の整備

- (1) 首都直下地震や東海地震等のプレート境界型地震などの大規模地震の発生時、国と地方の関係機関が連携して、被災地への支援が迅速に実施できるよう、救援物資等の輸送拠点や現地対策本部の機能等を有する基幹的広域防災拠点をより多くの地域に整備すること。
- (2) とりわけ、既存の基幹的広域防災拠点が被災した際の代替機能を確保するため、関東管内又は東北、北陸、関西等各方面との高速道路のJCT等交通の結節点や空港、港湾周辺などに複数の基幹的広域防災拠点をさらに整備すること。

5 総合的な津波対策の推進

地震・津波対策における新たな構造基準の早期策定や、現在整備中の津波対策施設の早期完成を含めた地震対策緊急整備事業等における総合的な津波対策を推進すること。

また、今後、国が示す首都直下地震や東海地震による被害想定や「津波防災地域づくりに関する法律」の施行に対して、地方自治体が緊急に取り組む津波対策施設等の新設、改良整備事業への重点投資を行うこと。

6 防災・減災のための内陸部における地域づくりの推進

防災・減災機能の充実強化のため、沿岸部における津波避難路の整備等と併せて、沿岸部からの企業や住居等の移転の受け皿となる内陸部の地域づくりを推進するための規制の緩和や税制・財政等の支援措置を講じること。

7 大規模災害に対応した生活再建の支援制度の創設

被災者生活再建支援基金では対応できない大規模災害においては、特別立法等による対応を行うこと。

8 建築物等の耐震化の促進

住宅・建築物の耐震化は、住宅・建築物の倒壊から住民等の命を守るだけでなく、負傷者や避難者を減少させ、発災後の応急対応や復興における社会的負担を軽減する効果があることから、これを早急に進める必要がある。

しかし、現行の補助制度については、住宅・建築物の耐震補強に対する補助金の額が、補助対象限度額である耐震改修に要する費用（耐震改修工事費に23%を乗じて得た額）の2分の1以内の額となっているが、住宅に対する補助にあっては、地方で実施している補助制度に適応できないことや、事務処理が煩雑となり小規模な市町村では対応できないため、これを改正し、地方公共団体が補助する額の2分の1以内の額とすること。

また、高齢者世帯における木造住宅の耐震化を推進するため、高齢の親と別居する子どもが親の住宅の耐震補強を行う場合には、その費用を子どもの所得税から控除する制度を創設すること。

さらに、災害時に避難所等となる学校施設や病院、災害時要援護者のいる保育所や社会福祉施設、緊急交通路となる高速道路の耐震対策を強化すること。

9 原子力発電所の安全確保と防災対策の強化

- (1) 福島第一原子力発電所事故について、事故の発生原因や事故の拡大を防止できなかった原因の究明、事故に際して執られた避難等の防護対策や住民等に対する情報提供の検証など、その全容をオンサイト、オフサイトの両面から明らかにするとともに、ここから導かれる知見や教訓を基に原子力安全対策及び原子力防災対策を抜本的に見直し、強化すること。この際、見直しに関する工程表を早急に提示すること。
- (2) 原子力安全対策については、上記(1)に基づき耐震設計審査指針を含む安全設計審査指針類を見直し、強化を図った上で、全国の原子力発電所を対象に新たな指針類への適合性を早急に審査すること。

なお、政府の要請により停止している浜岡原子力発電所については、政府が停止要請をした文書において実施している事業者の対策の評価、確認に関する工程表を早急に提示するとともに、その工程表に基づき厳正な評価、確認を行うこと。
- (3) 原子力防災対策については、上記(1)に基づき原子力災害対策特別措置法等の関係法令、防災基本計画、防災指針等を見直し、強化すること。この際、原子力防災対策については、国が責任を持って行うことを明確にすること。

併せて、原子力保安検査官事務所に配置される安全対策及び防災対策の専門職員を大幅に増員するなど、現地における国の危機管理体制を早期に構築すること。
- (4) 今年3月に原子力安全委員会の専門部会が原子力安全委員会に報告した、『原子力施設等の防災対策について』の見直しに関する考え方について「中間とりまとめ」を踏まえ、原子力防災対策のあり方を早急に見直し、「予防的防護措置を準備する区域(PAZ)」及び「緊急時防護措置を準備する区域

(UPZ)」の範囲において実施すべき具体的な防護対策、オフサイトセンター等の現地における緊急時の対応拠点の整備の方向性を速やかに示すこと。

また、原子力施設ごとのUPZの範囲を示すこと。

- (5) 「中間とりまとめ」で、PAZを概ね5キロメートル、UPZを概ね30キロメートルを目安とし設定されることとなったことに伴い、関係地方公共団体においては環境放射線モニタリング体制、防災資機材、緊急被ばく医療体制等の拡充整備を早急に進める必要があることから、放射線監視等交付金や原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の増額など特段の財政措置を講じること。

なお、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、防災資機材の効率的な整備を行うため、都道府県から市町村に対する間接交付を認めるなど、運用の改善を図ること。

また、今後具体的に検討するとされた「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域(PPA)」については、早急に検討を進め、安定ヨウ素剤の配備等所要の措置を国の責任において実施すること。

- (6) 原子力災害に伴う広域避難のあり方については、福島第一原子力発電所事故に伴う避難の実態、PAZ及びUPZの設定、地震・津波と原子力事故による複合災害などを勘案して、国、地方公共団体、防災関係機関等が事前に協議を行う必要があることから、このような調整において国として主導的な役割を果たすこと。

特に、避難の際に自家用車を使用することの適否について、複合災害も想定した上で、国としての見解を中央防災会議において取りまとめ、提示すること。

- (7) オフサイトセンターについては、原子力発電所に近接しているものや、津波等による被災の懸念があるものについては、

その立地そのものを早急に見直し、移転等の措置を講じること。

これに伴い、新たな施設を整備する際は、国において実施するとともに、整備後の管理も行うこと。

- (8) 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）については、避難等の防護措置を講じる際に有用なシステムであることから、原子力防災対策上の位置付けを明確にするとともに、より広域での計算を可能とするなどシステムの改善を図ること。

また、当該システムの接続を希望する都道府県に拡充すること。

- (9) 上記（1）～（8）の措置等を講じるに当たっては、国民に対し、その過程も含めて徹底的に情報を開示するとともに、分かりやすい説明を行い、国民の理解を得るよう最大限の努力をすること。

10 緊急防災・減災事業債（単独）に係る地方交付税措置の継続

東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等の事業を対象とする緊急防災・減災事業債（単独）が新たに設けられたところであるが、避難所の耐震化や防災拠点施設、非常用電源等の整備については、平成25年度においても事業を実施する必要性が高いことから、国において必要な財源を確保し、交付税措置を継続すること。

5 地方公務員の労使関係制度見直しへの慎重な対応について

政府は、国家公務員の給与削減措置にあわせ、自律的労使関係制度を措置するため、非現業国家公務員の労働基本権を拡大する法案を今国会に提出しており、地方公務員についても、国家公務員に準じた見直しを行うべく、現在、検討が進められている。

その主な内容は、①人事委員会勧告制度を廃止するとともに、労働組合に協約締結権を付与し、団体交渉を通じて自律的に職員の勤務条件を決定しうる仕組みとすること ②交渉不調の場合の調整システムとして、都道府県労働委員会によるあっせん、調停及び仲裁の制度を設けること ③消防職員についても、一般職員と同様、団結権及び協約締結権を付与すること等が挙げられる。

しかし、各都道府県では、これまで現行の労使関係制度のもと、各団体の実情を踏まえ、独自の給与カットや大規模な職員数の削減など、国を大きく上回る行財政改革を自主的・自律的に実施してきたところである。こうした中、今回の見直しに係る問題点について、全国知事会からも再三の指摘を行ってきたが、未だ明確な回答が得られていない。

このような状況で国と同様の見直しを行うことは、地方行政運営に大きな影響を与え、混乱を引き起こすものである。

そこで、次の事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

- 1 「国と地方の協議の場に関する法律」に基づく協議の場において、現行制度の問題点は何か、また、現行の勧告制度を廃止し協約締結権を付与した給与決定の仕組みとすることで、どのようなメリットがあるのか、納得できる説明と必要な協議を行うこと。
- 2 現在、各都道府県において有効に機能している労使関係制度を尊重し、無用の混乱を引き起こす見直しを行わないこと。

- 3 消防職員については、緊急時の指揮命令系統に重大な支障を及ぼす懸念があり、見直しの対象から外すこと。

6 国による福祉医療費助成制度の創設及び国庫負担金等の削減措置の廃止について

重度心身障害者、子ども、母子家庭等の福祉医療に関わるセーフティネットは、社会保障政策の中に位置づけられるべきであり、本来、国が責任をもって、制度を構築すべきものである。

国としての取組が不十分な中で、現在、全国の地方自治体が、重度心身障害者、子ども、母子家庭等の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう医療費の自己負担を補助する地方単独の医療費助成を実施している。

こうした現状に鑑み、社会的に弱い立場にある人が安心して医療を受けることができる環境を整備するため、国として、必要な財源措置を講じるとともに、重度心身障害者、子ども、母子家庭等の福祉医療費助成制度を早急に創設されたい。

さらに、国は、上記の地方自治体による医療費助成の取組に対して、現物給付で実施している場合に国民健康保険国庫負担金等を削減するペナルティを講じている。

これは、国の医療制度を補完する地方自治体による障害者等の社会的に弱い立場にある人への支援や子育て環境づくりの取組を阻害するものであり、現行の削減措置がこのまま維持されることは断じて見過ごすことができない。

については、地方の取組の意義と現実を評価し、国民健康保険国庫負担金等の削減措置を直ちに廃止されたい。

7 外国資本による森林買収に対する対応について

国土交通省・林野庁によれば、平成18年から22年の5年間に北海道など5道県で計40件、620ヘクタールの外国資本による森林買収事例が確認されており、これを契機に、私たち生命の源である水資源を将来にわたって変わらずに確保していけるのかという不安が高まっている。

大正14年に制定された「外国人土地法」では、土地を取得しようとしている外国人が属する国の法律に、日本人の土地取得に対して制限をしている場合は、相互主義により政令で制限でき、その他国防上の問題からも一定の制限が可能であるが、現状は制限されていない。

埼玉県では、まず水源地域の保全について、地方自治体が動き、国を動かすメッセージを発信する必要があると考え、全国に先駆けて土地取引の事前届出制を含む条例を制定したところである。

以上の事から、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 国は、国土の保全及び安全保障の観点から、外国資本などの土地所有を制限するために必要な法整備に早急に取り組むこと。
- 2 世界的にも有数な我が国の水資源を守るため、水源地域の適切な管理体制を構築するための法整備と財政支援に取り組むこと。
- 3 法令等の整備に当たっては、森林買収問題や水源地域保全に取り組んでいる地方の意見を反映させること。

8 富士山火山防災対策の充実について

富士山がひとたび噴火した場合には、溶岩流、火砕流、噴石、融雪型火山泥流、土石流などによる被害が発生するとともに、降灰は、首都圏全域にも及ぶ広範囲なものになると想定され、国民生活や産業経済活動に与える影響は計り知れない。

静岡県、神奈川県、山梨県では、地元として避難計画の策定、三県合同訓練の実施等を進めているが、富士山噴火の影響の重大性や広域性を考えると、首都圏を含む広域的な地域を対象に、国が主導して、いざ噴火が起きた場合を想定した対策を講じることが必要である。

しかし、国においては、平成16年のハザードマップ検討委員会最終報告公表後、富士山火山広域防災対策基本方針の策定などを行っているものの、実際の噴火を想定した広域的な応急体制の構築という点では、十分な取組はまだ行われていない。

については、富士山噴火に対応して、平時から首都圏を中心とする広域的な防災体制を、国が関係都県と連携して構築すべきと考える。

そこで、以下の点について、国に要望する。

- 1 いつどこでどのように起きるかわからない噴火による被害を最小限にするため、監視・観測体制の充実・強化を図ること。
- 2 噴火が起きた場合を想定し、国が主導して関係都県と連携を図りながら、首都圏を含む広域的な地域における組織体制を構築するとともに、富士山火山広域防災対策基本方針等を具体化して、より実践的な火山防災対策となるアクションプランを策定すること。

9 再生可能エネルギーの導入推進と地域経済の活性化について

再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度の導入に伴い、地方においてはメガソーラー発電事業など大規模プロジェクトが検討され、再生可能エネルギーの普及と同時に地域経済への一定の効果が期待されている。

再生可能エネルギーの普及に当たっては、持続可能な地域経済の発展に結びつけることが重要であり、については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 地元企業や地域で新規に再生可能エネルギー事業を行う者の事業化に対する適切な支援を行うこと。例えば、適地選定・設計等の開発支援や与信力の低い地域の中小企業等が大規模プロジェクトを実施する場合、金融機関から融資を受けやすくするよう、適切な事業評価に基づき国が債務保証を行う制度を創設するなどの支援とともに、障壁となっている各種規制の緩和を行うほか、特区制度の活用による地域の実情に応じた取組を最大限尊重すること。

また、地域経済の活性化につながるよう、地域金融機関や市民ファンド等、地域資金の活用を促進する施策も講じること。

- 2 電気料金を適正な水準に維持しながら、再生可能エネルギーの普及を促進するためには、安価で効率的な発電設備の導入が不可欠であるので、必要な技術開発支援を早急に行うこと。

- 3 「グリーンニューディール基金」について、地域特性に応じた活用を容易にするため、発電目的以外のあらゆる熱利用のみの施設の利用を可能にするなどの対象範囲の拡充とともに、必要な予

算の確保を図り、早急に全都道府県に交付すること。

10 竜巻等による被害への対応について

去る5月6日、関東地方北部で発生した竜巻等により、茨城県においては中学生1名の尊い命が奪われたほか、茨城県と栃木県の両県で、50名以上が重軽傷を負い、2,000棟を超える建物が損壊するなど甚大な被害が発生した。

特に、経済産業省の「新・がんばる商店街77選」にも選出されているつくば市の北条商店街や伝統工芸・益子焼の産地である益子町などで多くの被害を受けているほか、両県で、農作物や農業用施設の被害額は7億円を超えるなど、極めて深刻な被災状況にある。

さらに、昨年の中日本大震災や福島原発事故による影響が未だに大きく残る中で今回の災害が発生したことから、まだ緒に就いたばかりの震災からの復興とあわせ、地域住民は多くの困難に直面している。

このような事から、国においては、両県の置かれている状況を十分にご理解いただき、地域住民の安全・安心な生活が一刻も早く取り戻せるよう、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 被災者の生活再建支援について

竜巻災害については、屋根の滅失などにより居住できなくなるといった被害の特殊性を考慮し、住家の被害認定基準の柔軟な運用を図り、被災者生活再建支援法の対象とすること。

また、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度について、住宅再建に係る被災者の負担軽減を図るため、東日本大震災の特別融資制度(当初5年間無利子)並みに融資利率を引き下げること。

2 被災中小企業、商店街に対する支援について

地域経済において重要な役割を果たしている中小企業、商店街に対して、被災した施設・設備等の復旧・復興に係る助成制度を

創設するなど、必要な支援策を講じること。

また、被災中小企業が融資を受ける際に、保証料の負担軽減と保証枠の拡大が図られるよう、東日本大震災時と同様に中小企業信用保険法の特例を設けるなど、早急に制度の充実を図ること。

3 災害廃棄物の処理について

被災地域における災害廃棄物の処理については、竜巻によって運ばれた自らの所有物以外の廃棄物も含めて撤去しなければならないなど過大な負担を強いられていることから、必要な費用の全額を国が支援すること。

また、市町村が行う家屋解体や生活環境の保全上支障となる倒木処理等を災害等廃棄物処理事業の対象に含めるなど、事業の対象範囲の拡大を図ること。

4 竜巻に係る防災対策の強化について

竜巻等に係る観測体制を強化し、迅速かつ的確な情報の提供を図るとともに、竜巻等に係る地域防災計画の指針となる防災基本計画の改定を進めること。

5 地方交付税の確保について

被災地方公共団体が被災者支援などのために必要な財政需要に柔軟かつ的確に対処できるよう、特別交付税について特段の配慮を行うこと。

また、その際には特例交付により、迅速な対応ができるよう措置すること。

11 浄水過程においてホルムアルデヒドを生成させる物質の規制について

5月18日、利根川水系から取水している複数の浄水場で、浄水処理水から水道法の基準を上回るホルムアルデヒドが検出された。

これにより複数の浄水場で取水停止等の措置をとり、千葉県では、約36万戸が断水するまでの事態となった。

今回の原因物質はアミン類の一つである、ヘキサメチレンテトラミンであることが、国及び埼玉県の調査により判明した。

しかし、この物質は水質汚濁防止法等における規制の対象外である。また、浄水場で消毒のために使う塩素を加えるとホルムアルデヒドになる物質は、ヘキサメチレンテトラミン以外にも、多数存在する。

これらの物質が規制されないままでは、今後も同様のことが起こりうる。

これは全国的な問題であり、国において至急対応するよう関東地方知事会として以下について要望する。

水道水源となっている公共用水域へ排水する工場・事業場に対し、水道の浄水過程においてホルムアルデヒドを生成する原因物質であるヘキサメチレンテトラミンなどの物質について、総合的な規制のあり方を検討し、水質汚濁防止法や廃棄物処理法等において、必要な措置を講じること。

12 青年就農給付金事業の予算確保について

我が国の農業は、担い手の減少と高齢化が続いており、食料の安定供給や農業の持続的発展、農村の維持には、将来の農業・農村を担う新規就農者の確保・育成を図ることが喫緊の課題となっている。

国では、平成23年10月に「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・活動計画」を決定し、持続可能な力強い農業の実現のための大きな柱として新規就農の増大をかかげ、「青年就農給付金事業」を創設したところである。

この事業は、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着にとって画期的な制度であり、県をはじめ関係機関の期待は大きいものである。

特に、新たに就農を目指す青年の関心は非常に高まっており、この事業の活用について、多くの希望が寄せられている状況にある。

しかし、国から示された各都県への青年就農給付金事業補助金額は要望を大きく下回るものであり、青年就農希望者の意欲の喪失や、農業担い手確保への取組気運の停滞が懸念される状況となっている。

そこで、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 新たに農業を目指す青年の就農意欲の減退を招くことのないよう、平成24年度の青年就農給付金事業補助金について、給付要件を満たす全ての者が支援を受けられる追加予算を確保すること。
- 2 この事業は、研修から定着まで最大7年間の給付を受けることができることされており、青年の就農意欲や就農後の定着には、継続的で安定した支援が必要であることから、平成25年度以降も長期的・安定的な制度とし、予算を十分に確保すること。

13 道路網の整備促進等について

国土の骨格を形成する高規格幹線道路等の整備は、国土の均衡ある発展を図る根幹となるものである。また、都市圏などの環状道路やバイパス等の整備は、都市機能を回復し地域経済の活性化を図る上で喫緊の課題となっており、強力に整備促進を図ることが必要である。

また、東北及び関東地方に多大な被害を及ぼした東日本大震災においても、高規格幹線道路は緊急輸送路として、救援活動や援助物資の輸送等に大きな役割を果たしたところである。

首都圏に影響を及ぼす大規模地震発生の切迫性が高まっており、地域の安全・安心の確保のためにも、必要な道路整備については、国と地方との役割分担を踏まえた上で、国が責任を負うべき道路を着実に整備するとともに、地方が行う必要な道路整備の財源についても確実に確保されたい。

よって、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 東北縦貫自動車道宇都宮 I C以北の6車線化整備計画の策定と渋滞対策の早期実施

東北縦貫自動車道は、首都圏と東北地方を結ぶ広域連携軸として極めて重要な幹線道路である。

については、交通渋滞を解消し、高速性・定時性を確保するため、宇都宮 I C以北の6車線化整備計画の早期策定を図るとともに、当面の対策として、渋滞が頻発している箇所が付加車線などの対策を早急に実施すること。

2 上信越自動車道全線の4車線化の早期完成

上信越自動車道は、連絡する関越自動車道、北陸自動車道、長野自動車道および中部横断自動車道と一体となって高速道路ネッ

トワークを形成し、地域の経済・文化の発展、観光の振興など沿線地域に大きな効果をもたらすと共に日常の救急救命医療や災害時の緊急輸送として大きな役割を果たす重要な道路である。

については、同路線の機能を十分活かす上からも、暫定2車線供用区間である信濃町ICから上越JCT間の4車線化について、早期完成を図ること。

3 都市高速道路中央環状線の早期完成

都市高速道路中央環状線は、首都圏三環状道路のうち、最も都心寄りで、都心からおよそ半径約8キロメートルに位置する、総延長約47キロメートルの環状道路であり、都心に集中する慢性的な交通渋滞を緩和する重要な役割をもつ路線である。

中央環状線の残る区間である品川線については、平成25年度の完成に必要な財源の措置を講じること。

また、既に通している区間においても、中央環状線本来の機能を発現させるため、渋滞対策を推進し、必要な事業に対して財源の措置を講じること。

4 東京外かく環状道路の整備促進

東京外かく環状道路は、都心から約15キロメートル圏を環状に結ぶ総延長約85キロメートルの道路であり、都心に集中する放射状の高速道路や一般国道等と連結し、自動車交通の円滑な分散導入を図る重要な役割を担うものである。

常磐自動車道（三郷市）から東関東自動車道（市川市）間のうち約16キロメートルについては、京葉JCT（仮）をはじめ、ほぼ全線にわたり、工事が展開されているが、引き続き事業を着実に推進するための必要な財源を確保し、平成27年度開通を確実に図ること。

また、関越自動車道（練馬区）から東名高速道路（世田谷区）

間の約16キロメートルについては、公表された完成予定年度の確実な完成に向けて、平成24年度早期に東名JCT（仮）における本格的なトンネル立坑工事に着手するとともに、必要な財源の措置を講じること。

東名高速道路から東京湾岸道路間については、国土開発幹線自動車道建設法の予定路線として位置づけられているが、ルート等は未定の状況である。東京外かく環状道路を完全な環状道路とし、その機能を十分発揮させるため、早期に計画の具体化を図ること。

5 首都圏中央連絡自動車道の建設促進

首都圏中央連絡自動車道は、都心からおおよそ半径40～60キロメートルの位置に延長約300キロメートルの高規格幹線道路として計画され、首都圏の中核都市間の連携を強化し交流を促進することにより、地域発展の基盤として重要な役割を果たすものである。

さらに、今後発生が危惧される首都直下地震など、首都圏における災害時には、緊急輸送路として災害救助活動や緊急物資の輸送等に極めて大きな役割を果たすことから、環状の道路を早期に完成させることが急務である。

については、引き続き、有料道路制度の積極的な活用などにより一層の事業の促進を図ること。

特に、開通目標が明確でない高速横浜環状南線及び横浜湘南道路、桶川北本ICから白岡菖蒲IC間、久喜白岡JCTからつくば中央IC間、稲敷ICから大栄JCT（仮）間については、用地取得を一層促進するとともに、予算を十分に確保し、できる限り早期の開通を図ること。

また、高尾山ICから相模原愛川ICについては、来年度に確実に開通させ、東名高速道路までを接続させること。

さらに、他の区間に比べ事業の進捗が極めて遅れている大栄J

ＣＴ（仮）から松尾横芝ＩＣ間については、成田空港と羽田空港の一体活用のために必要な道路でもあり、ミッシングリンクとならぬよう、早期に本格的な用地取得並びに工事を推進し、他の区間に遅れることなく開通を図ること。

6 新東名高速道路の建設促進

新東名高速道路は、我が国の社会経済活動の根幹を担う新たな大動脈として、慢性的な渋滞状況に陥っている東名高速道路と交通機能を分担することで、高速性・定時性を確保するとともに、地震等による災害発生時には代替路及び緊急輸送路としての役割を果たす極めて重要な道路である。

については、「整備計画区間」の整備を引き続き促進し、早期完成を図ること。

また、「基本計画区間」及び「予定路線区間」である、海老名市以東の区間については、計画の促進を図ること。

7 中部横断自動車道の整備促進

中部横断自動車道は、日本列島の中央部において太平洋側と日本海側とを直結するとともに、北関東3県及び甲信静3県を結ぶ「関東大環状ネットワーク」を支える高速道路網の一部を形成し、これらの地域の産業・文化・学術等の発展に大きく寄与する重要な路線であり、平成23年3月には佐久南ＩＣから佐久小諸ＪＣＴ間が開通し、国道141号の渋滞緩和などに効果を発揮しているところである。

引き続き、「整備計画区間」である新清水ＪＣＴから増穂ＩＣ間及び八千穂ＩＣ（仮）から佐久南ＩＣ間の整備を促進し、早期完成を図ること。

また、「基本計画区間」である長坂ＪＣＴ（仮）から八千穂ＩＣ（仮）間については、整備計画の早期策定を図ること。

8 三遠南信自動車道の整備促進

三遠南信自動車道は、東三河（愛知県）、遠州（静岡県）、南信（長野県）の各地域を相互に結ぶことにより、新しい地域構造の構築に寄与するための重要な道路である。

については、既に開通している飯田山本 I C から天龍峡 I C 間及び鳳来峡 I C から浜松いなさ J C T 間に引き続き、「整備計画区間」の整備を促進し、早期完成を図るとともに、「基本計画区間」については、整備計画の早期策定を図ること。

また、同自動車道と一体として機能すると計画した一般道路の整備を早期に推進するため、国として必要な財政措置を講じること。

9 伊豆縦貫自動車道の整備促進

伊豆縦貫自動車道は、東名高速道路及び新東名高速道路と直結し、伊豆地域に高速交通サービスを提供することにより、渋滞緩和や地域の活性化をはじめ、大規模災害時における緊急輸送路の役割を担うなど、防災、住民の安全・安心に不可欠な道路である。

については、「整備計画区間」の整備を促進し、早期完成を図るとともに、「基本計画区間」については、整備計画の早期策定を図ること。

また、同自動車道と一体として機能すると計画した一般道路の整備を早期に推進するため、国として必要な財政措置を講じること。

10 核都市広域幹線道路の計画の促進

核都市広域幹線道路は、首都圏の業務核都市の育成整備を図り、業務核都市相互を連絡する重要な広域幹線道路であるので、早期事業化に向けて、調査・計画を促進し具体化を図ること。

11 中央自動車道の機能強化の促進

中央自動車道は、我が国の三大都市圏を結ぶ大動脈として機能しており、上野原 I C から大月 J C T 間については、6車線化が完了している。

しかし、高井戸 I C から上野原 I C 間においては、依然慢性的な渋滞が発生しており、また、平成19年6月の首都圏中央連絡自動車道の接続後、中央自動車道の交通量はさらに増加していることから抜本的な渋滞対策が必要と考える。

国では、中央自動車道小仏トンネルや東名高速道路大和トンネルなど、大都市圏周辺の渋滞箇所について、平成24年度から、その対策の検討に着手するとのことであるが、早期に、八王子 J C T から上野原 I C 間の整備計画の策定を図るとともに、高井戸 I C から八王子 J C T 間における渋滞箇所においても、交通量の動向を見極めながら、対策を検討すること。

また、中央自動車道と東名高速道路を結ぶ東富士五湖道路の須走 I C 以東の整備（国道138号須走道路・御殿場バイパス）は、産業・経済や観光振興及び防災などに大きな効果が見込まれる極めて重要な事業である。

現在、国はこれらの道路について、用地買収に着手したところであるが、今後も関係自治体と連携を図り、早期着工に向け特段の措置を講じること。

12 東関東自動車道の建設促進

東関東自動車道水戸線は、鹿島港や茨城港、さらには成田国際空港や、茨城空港などの交流拠点を結び、陸・海・空の広域交通ネットワークを形成することはもとより、首都圏域での災害時におけるリダンダンシーの確保と、第3次救急施設への短時間搬送可能区域の大幅拡大などに欠かすことのできない重要な幹線道路である。

については、既に開通している茨城空港北 I C から茨城町 J C T 間に引き続き、銚田 I C (仮) から茨城空港北 I C までの区間の整備促進を図るとともに、現在国において事業が進められている潮来 I C から銚田 I C (仮) 間についても、整備のための予算を確保し、着実な整備促進を図ること。

なお、本道路の追加 I C である谷津船橋 I C と酒々井 I C についても、早期完成を図ること。

また、東関東自動車道館山線は、国道 1 2 7 号富津館山道路などの広域幹線道路により千葉市と館山市を連絡し、これに接続する東京湾アクアラインや首都圏中央連絡自動車道などと一体となって、南房総地域と首都圏各地域との文化・観光・経済等多様な連携強化を促し、地域の活性化に大きく寄与するとともに、災害時における緊急輸送道路としても欠くことのできない重要な道路である。

このため、木更津南 J C T から富津竹岡 I C 間の 4 車線化を早期に完成させるとともに、引き続き、接続する富津館山道路についても、渋滞緩和に向けたより一層の機能強化を図ること。

また、館山自動車道と接続する京葉道路については、渋滞が激しいことから、その対策を早期に図ること。

13 中部縦貫自動車道の整備促進

中部縦貫自動車道は、長野県松本市から岐阜県の飛騨地域を経由して、東海北陸自動車道に接続し、福井県福井市に至る道路であり、関東、中部、北陸地方の広域的、一体的な発展に大きく寄与する重要な路線であることから、「整備計画区間」の整備を促進し、早期完成を図るとともに、「基本計画区間」については、整備計画の早期策定を図ること。

また、平成 2 3 年度より事業化され調査が進められている、現道の国道 1 5 8 号奈川渡改良については、事業を促進し、早期完

成を図ること。

14 スマートインターチェンジの整備促進

スマートインターチェンジは、既存のインターチェンジを補完し、高速道路の利用促進や一般道路の渋滞緩和に寄与するとともに、地域振興や観光地等の活性化に資する極めて有効なインターチェンジである。

については、スマートインターチェンジの整備に必要な財源を確保するとともに、地方公共団体が整備するアクセス道路への財政支援など一層の制度拡充を図ること。

15 利用しやすく社会経済活動の効率を高める高速道路料金体系の実現

首都圏三環状道路が整備されることにより、首都圏の高速道路がネットワークとしての機能を発揮し、道路利用者の利便性向上や経済活動の効率化・活性化など、多方面での効果が期待できる。

加えて、都心部の渋滞緩和及び排出ガス総量の抑制、大型貨物車の利用促進などの効果を発揮させ、首都圏全体が目指すべき将来像の実現につなげていくためには、高速道路ネットワークを十分活用できるよう政策誘導を図ることが重要である。このような中、昨年12月「今後の高速道路のあり方中間とりまとめ」が高速道路のあり方検討有識者委員会より示された。そこで示された基本的な考え方を基に、地方の意見をさらに尊重した上で、これまで実施してきた料金割引などの成果を踏まえ、道路政策にかかる総合的かつ多角的な検証を行い、利用者の利便向上を図ることが必要不可欠である。

については、首都圏三環状道路の完成を見据えて、東京湾アクアラインなどを含む首都圏の高速道路ネットワークについて、より外側の環状道路へ交通誘導を行うとともに、同一発着同一料金を基本と

し、複数の料金体系の存在による割高感の解消や、長距離利用者や大型車の利用促進等にも対応した一体的で利用しやすい料金体系を実現すること。

14 東京電力株式会社の電気料金値上げ認可申請等に関する 要請書

去る5月9日、東京電力株式会社（以下「東京電力」という）が原子力損害賠償支援機構と共同で策定した「総合特別事業計画」が国の認定を受けた。

この計画には、委員会設置会社への移行、社内カンパニー制の導入など「新しい東電」の実現に向けた姿勢や追加的なコスト削減などが盛り込まれていることについては、一定の評価ができる。

一方で、収支の回復は、電気料金の値上げと柏崎刈羽原子力発電所の再稼動を前提としているなど、国民や企業の理解と協力がなければ、到底実現には至らないものである。

この計画に基づく1兆円の出資により、東京電力は実質国有化されることとなる。国は、株主として東京電力の経営に参画する立場にあることを重く認識し、責任ある対応を図る必要がある。

5月11日には、家庭向けなどの規制部門の電気料金の値上げに関する認可申請が行われたところであるが、国民生活や企業活動を取り巻く環境は大変厳しい状況にあることを踏まえ、厳しく精査する必要がある。

については、電気料金の値上げの認可申請等に関し、国として下記の措置を講ずるよう強く要請する。

記

- 1 東京電力が申請した規制部門の電気料金の値上げの妥当性を徹底して審査すること。その際、経費節減とその前倒しを図るなど、事業計画を厳しく精査し、東京電力に対して経営合理化の徹底を指導すること。

- 2 規制部門の電気料金の値上げの審査に当たっては、国民の納得が不可欠であることから、電気料金の値上げの根拠をはじめとする情報の開示を徹底するとともに、公開の場等における丁寧でわかりやすい説明を行うこと。そして、国民の理解と協力が得られるよう努めること。

- 3 企業向けなどの自由化部門の電気料金についても、4月1日からの値上げが、厳しい経営環境にある中小企業等に悪影響を及ぼしていることに留意し、更なるコストの削減に取り組み、電気料金の引き下げに努めるよう東京電力に対して指導すること。

- 4 大口需要家や夜間休日の電力利用が多い企業など電気料金の値上げの影響が特に大きい企業や厳しい経営環境にある中小企業等に対して、コストの負担増につながることをないよう国として特段の配慮を行うこと。